
流通木材の合法性確認システム

機能要件定義書

第 2.1 版

2023 年 12 月 5 日

林野庁

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
0.8 版	2023 年 2 月 28 日	ドラフト版を作成。
0.9 版	2023 年 3 月 9 日	レビュー結果の指摘を受け、全頁改訂。
0.9 版	2023 年 3 月 13 日	1.4.合法性証明機能 図 4：合法性証明機能 を刷新。
0.9 版	2023 年 3 月 13 日	1.4.合法性証明機能 (2)輸入木材の合法性証明 (3)流通木材の合法性証明 に合否判定情報を追加。
0.9 版	2023 年 3 月 14 日	1.4.合法性証明機能 (7) 合法性証明のアクセスコントロール のすべての図を修正。
1.0 版	2023 年 3 月 14 日	版数を 1.0 版に変更。
1.0 版	2023 年 3 月 15 日	全頁改訂。 伐採された樹木（立木）を国産丸太に変更。
1.0 版	2023 年 3 月 15 日	1.4.合法性証明機能 図 4：合法性証明機能 を刷新。
1.0 版	2023 年 3 月 15 日	1.4.合法性証明機能 (7) 合法性証明のアクセスコントロール のすべての図を修正。
1.0 版	2023 年 3 月 15 日	3.4.帳票出力要件 書類偽造防止についての要件を追加。
1.0 版	2023 年 3 月 15 日	1.4.合法性証明機能 (7) 合法性証明の派生・集約について を追加。
1.0 版	2023 年 3 月 16 日	1.4.合法性証明機能 (7) 合法性証明の派生・集約・分割について に修正。
1.0 版	2023 年 3 月 17 日	1.4.合法性証明機能 (7) 合法性証明の派生・集約・分割について 文章、図などを修正。
2.0 版	2023 年 10 月 4 日	全面改訂。

2.1 版	2023 年 12 月 5 日	付属書 2 を全面改訂。1、1.1、1.2、1.3、1.4.(1)(3)～(10)、1.5 について、一部修正。
-------	-----------------	--

目次

1.	機能に関する事項.....	7
1.1.	ログイン機能.....	8
1.2.	アカウント管理機能.....	9
(1)	事業者.....	10
(2)	部署・グループ.....	10
(3)	利用者.....	10
(4)	利用者の種類.....	10
(5)	アカウント情報の検索について.....	11
(6)	システム管理者について.....	12
1.3.	得意先管理機能.....	13
1.4.	合法性確認情報の登録・伝達機能.....	15
(1)	原材料情報の登録.....	17
(2)	原材料情報の ID 採番.....	19
(3)	伝達する ID の選択.....	20
(4)	伝達内容の入力.....	21
(5)	伝達.....	24
(6)	伝達された内容の確認.....	25
(7)	合法性確認結果の登録.....	27
(8)	情報の整理.....	27
(9)	操作履歴.....	28
(10)	原材料情報の任意伝達.....	28
1.5.	取引量の集計.....	29
2.	画面に関する事項.....	33
2.1.	画面一覧.....	33
2.2.	画面遷移.....	33
2.3.	画面出力イメージ.....	33
2.4.	画面設計ポリシー.....	33
(1)	レイアウトおよび遷移.....	33
(2)	視認性の確保.....	33
(3)	入力負荷軽減に資する仕組み.....	34
(4)	操作性向上に資する仕組み.....	34
3.	帳票に関する事項.....	35
3.1.	帳票一覧.....	35

3.2.	帳票出力イメージ	35
3.3.	帳票設計ポリシー	35
(1)	帳票設計に係るルールの一 35	35
(2)	視認性の確保	35
3.4.	帳票出力要件	35
4.	情報・データに関する事項	36
4.1.	情報・データ一覧	36
4.2.	データ定義表	36
4.3.	情報・データ処理	36
5.	外部インターフェースに関する事項	37
6.	セキュリティに関する事項	37
6.1.	システムアクセス権	37
6.2.	不正監視・追跡	37
6.3.	MAFF クラウドでの構築	37
6.4.	データ保護	37
7.	用語の説明	38

付属書一覧

付属書 1 : 画面遷移図

付属書 2 : 機能概要イメージ

付属書 3 : 帳票設計

1. 機能に関する事項

合法性確認システムは、木材等の合法性に係る情報を共有し、紙ベースの作業から電子化による効率化を図ることを目的とし、標準的な入出力装置を提供する仕組み、データや利用者情報等を管理・保存する仕組みを構築する。

本システムを構成する機能の概略に関しては、業務要件で記載の通りとなる。(業務要件定義書「7. 情報システム化の範囲に関する事項」を参照。)

なお、本機能要件定義書に示している入力項目等の詳細については、改正 CW 法の政省令等を踏まえて変更となる可能性がある。

1.1. ログイン機能

セキュリティの確保やユーザの利便性等を踏まえた本システムへのアカウント登録、及び、ログイン機能を設計する。基本的なイメージとしては、利用者任意のメールアドレス等を利用し、「ユーザ」は初回ログイン時にメールアドレス、個人の基本情報を入力することとし、パスワードを設定する。

なお「ユーザ」については、本システムを利用する事業者に関して、管理者権限を持つ「事業者毎の代表者」「部署・グループの代表者」と、それ以外の「事業者内の一般利用者」の区別ができるように設計する。

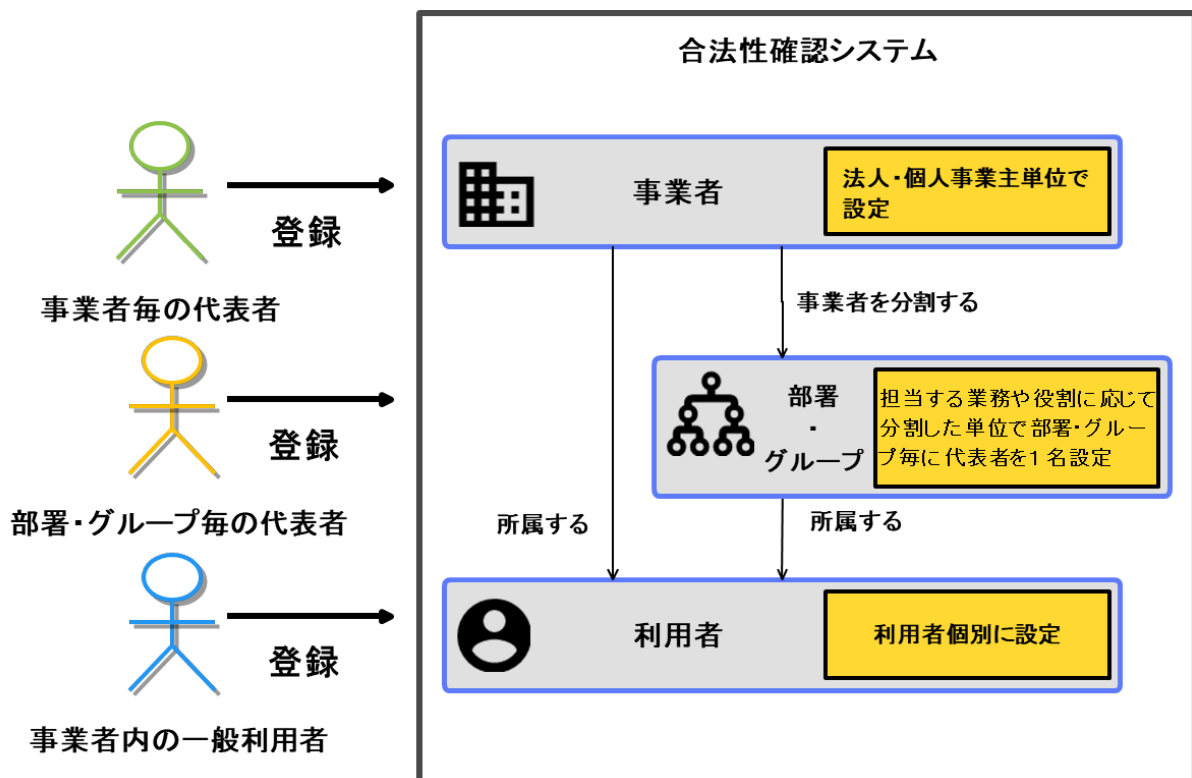


図 1：合法性確認システムのアカウント

1.2. アカウント管理機能

本システムの利用にあたっては、事業者の登録、及び事業者内の利用者と、事業者内に最低一つの部署・グループの定義を必須とする。部署・グループは、事業者の担当する業務や役割に応じて分割する単位・グループのことである。

本システムで業務を行う場合、部署・グループは業務の遂行単位となり、利用者は事業者内の部署・グループのいずれかに所属する必要がある。事業者間での情報伝達等も部署・グループ間で行うものとする。そのため、事業者においてはあらかじめ部署・グループ単位のメールアドレスも準備してもらう必要がある。

本システムにおける事業者、部署・グループ、利用者の関係についてのイメージを以下に記載する。

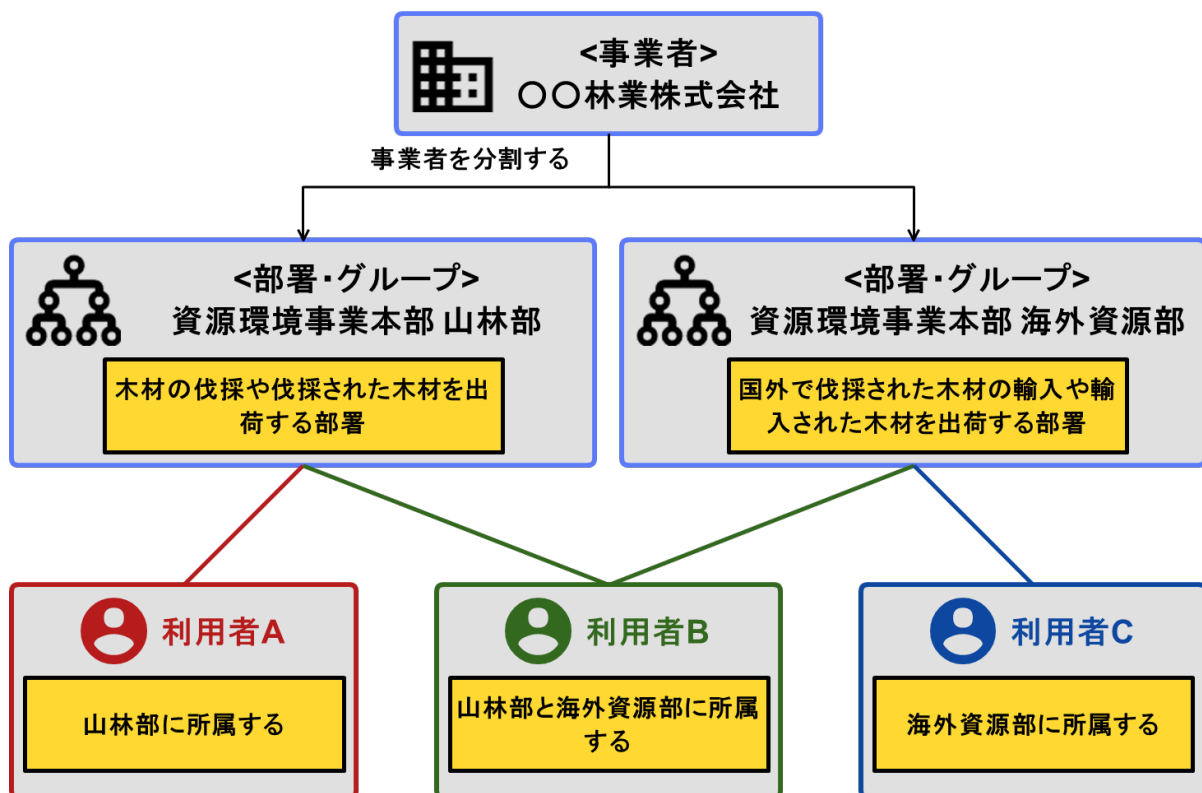


図 2：事業者・部署・利用者の関係

(1) 事業者

本システムで定義する「事業者」は、法人・個人事業主単位となる。

事業者の登録は、重複登録や記載のばらつき等を事前に回避できる設計とする。例えば、本システムを介さずにシステム管理者宛に申請することで行う場合、システム管理者は事業者から申請された内容をチェックし、本システムに法人名を登録する。事業者が申請時に提出する情報は、法人名/屋号、法人番号、事業者の所在地、事業者の代表者氏名、事業者の代表者連絡先およびシステム利用者の所属、メールアドレスが示された組織図（以下、利用者組織図）とし、利用者組織図についてはシステム管理者が電子様式を用意する（エクセル形式の予定）。システム管理者のチェック後、事業者はシステム内の事業者情報登録メニューで自身の法人名を選択後、利用者組織図データをシステムにインプットし自組織の部署・グループや利用者をシステムに認識させる。事業者によっては部署・グループが多岐にわたる場合も考えられることから、一部の部署・グループ毎での申請も可能とするが、その場合には組織のトップである法人名を統一して申請してもらうことでシステム内での組織の整合を図る。

(2) 部署・グループ

本システムで定義する「部署・グループ」は、事業者の担当する業務や役割に応じて分割する単位・グループのことである。本システムでの部署・グループは、必ずしも現実の組織内における部署・グループを表現するものではないため、部署・グループの階層化などは考慮しないものとする。

本システムで業務を行う場合、部署・グループは業務の遂行単位となり、利用者は事業者内の部署・グループのいずれかに所属する必要がある。事業者間での情報の伝達等も、部署・グループ間で行うものとする。そのため、事業者が申請する利用者組織図には問い合わせ先としての代表者や部署・グループ毎のグループメールアドレスを記載させることとする。

(3) 利用者

本システムで定義する「利用者」は、実際にシステムを操作し、作業する者を指す。利用者の所属する事業者がシステム管理者により登録された後、各事業者の管理者により部署・グループが登録されたうえで本システムでの権限などが付与される。本システム側で独自に管理する情報については、システム管理者が権限を有する。

(4) 利用者の種類

事業者内の利用者は、権限により以下のように分類する。

ア. 管理者

システムの利用申請、事業者情報の更新、利用者組織図の更新と本システムへのインプットを行う。

また、事業者毎の集計単位（事業者、部署・グループ別など）の定義を行う。

イ. 部署・グループ代表者

部署・グループが業務遂行の単位であることや、部署・グループ毎の利用申請を可能としていることから、問い合わせ先として設定。

ウ. 一般利用者

上記の管理者、部署・グループ代表者以外の利用者を指す。システム上の処理対象の観点から複数の部署・グループに所属することも可能。

(5) アカウント情報の検索について

先に説明した事業者、部署・グループ、利用者から構成されるアカウント情報は、本システムを利用する上で検索可能な情報となるが、情報の性質上、以下のように検索範囲に制限を設けること。

表 1：アカウント情報の検索について

アカウント情報	検索の範囲
事業者	本システムを利用する事業者間で、事業者や部署・グループは、以下の情報を条件に検索できる。 <ul style="list-style-type: none">● 法人番号/個人事業主番号● 法人名/屋号
部署・グループ	<ul style="list-style-type: none">● 都道府県● 市区町村や番地● 代表者名/個人事業主名● 問い合わせ先（部署・グループ代表者名）
利用者	本システムに登録された利用者は、所属する事業者や部署・グループの範囲内では検索可能とするが、所属しない事業者や部署・グループからの検索は不可とする。

(6) システム管理者について

本システムを管理する者についても、利用者と同様の階層構造を取る。

システム管理者は、事業者からの利用申請の審査・承認、法人名のシステム登録、定期的検証、ヘルプデスク業務などを行う。

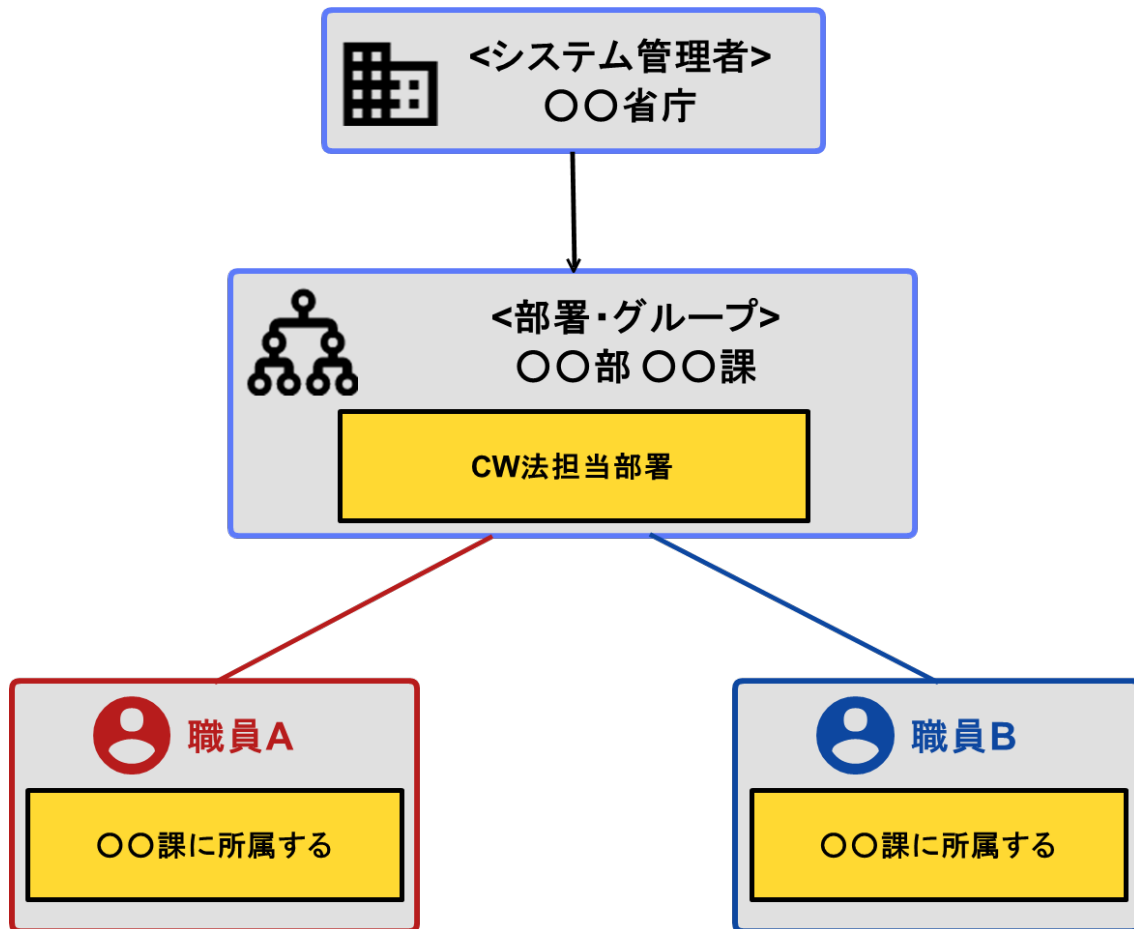


図 3：システム管理者・部署・職員の関係

1.3. 得意先管理機能

本システムは、事業者間で流通する木材等の情報を伝達することが根底の機能となるため、ある事業者が情報を伝達する相手となる事業者を得意先として登録・管理する機能を提供する。

1.2. (1)で申請された法人名/屋号、法人番号、事業者の所在地、事業者の代表者氏名、事業者の代表者連絡先およびシステム利用者の所属、メールアドレスが示された組織図（以下、利用者組織図）をシステムとして読み込むことで、下記の組織構造を認識させる。

なお、システムを使用していない事業者については、事業者名と部署・グループの登録を「事業者情報の登録」画面から直接入力で行う。この事業者がシステムを使用することになった場合は、事業者からの申請に基づきシステム管理者を経由し、システムに登録することとなり、手作業で登録されたデータを上書きすることとする。

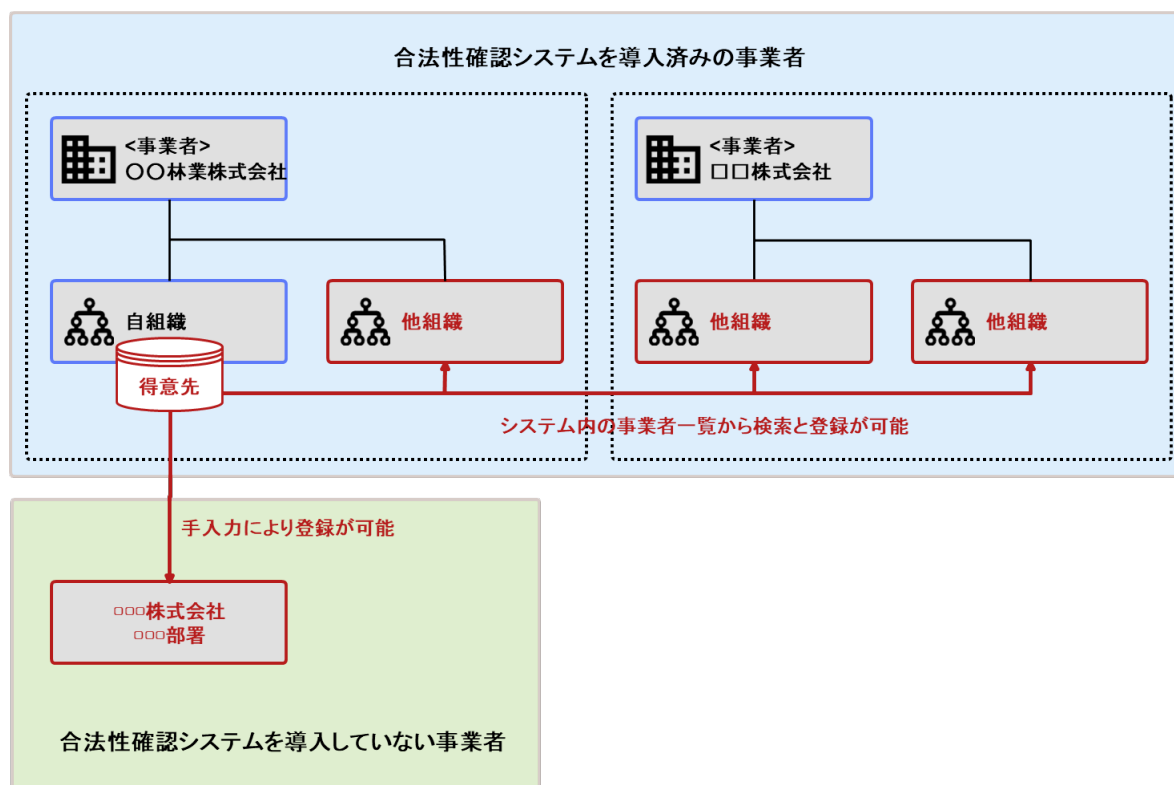


図 4：得意先の対象範囲

得意先の対象範囲に関しては、以下の通り。

ア. 合法性確認システムを導入済みの事業者

本システムを導入済みの事業者として、本システムの全事業者の中から取引相手となる事業者を検索・選択し、得意先として管理する。

この事業者とは、本システムを介して、登録された情報を共有、伝達することができる。

イ. 合法性確認システムを導入していない事業者

本システムを導入していない事業者に関しても、得意先として登録することができる。ただし、この事業者とは、本システムを介して、一部の情報（1.4.合法性確認情報の登録・伝達機能で登録される情報の一部）を共有することは出来ない。また、この事業者はシステムからの通知メールの閲覧はできるが、システム上の合法性確認に係る関連情報についてはアクセスも処理もできない。

全ての情報を共有する場合は、各事業者で別途その手段を用意する必要がある。

1.4. 合法性確認情報の登録・伝達機能

本システムでは、国内の事業者へ出荷する木材や木材製品について、木材等の情報や合法性を証明する書類を管理、伝達する機能のことを合法性確認情報の登録・伝達機能と呼ぶ。当該処理を行う際に、事業者区分に応じた処理が間違いなく行われるよう、例えばユーザの事業者区分を選択させる入口を設けるなど、操作をナビゲートする機能を具備する。

流通経路の最初のシステム利用者が木材等の原材料情報を登録し、その他の取引に付随する情報とともに出荷先へ伝達。通知を受け取った出荷先は情報を確認することができる。経路に未利用者がいた場合の処理方法は 1.4.(6)を参照。以下に概要図を示す。

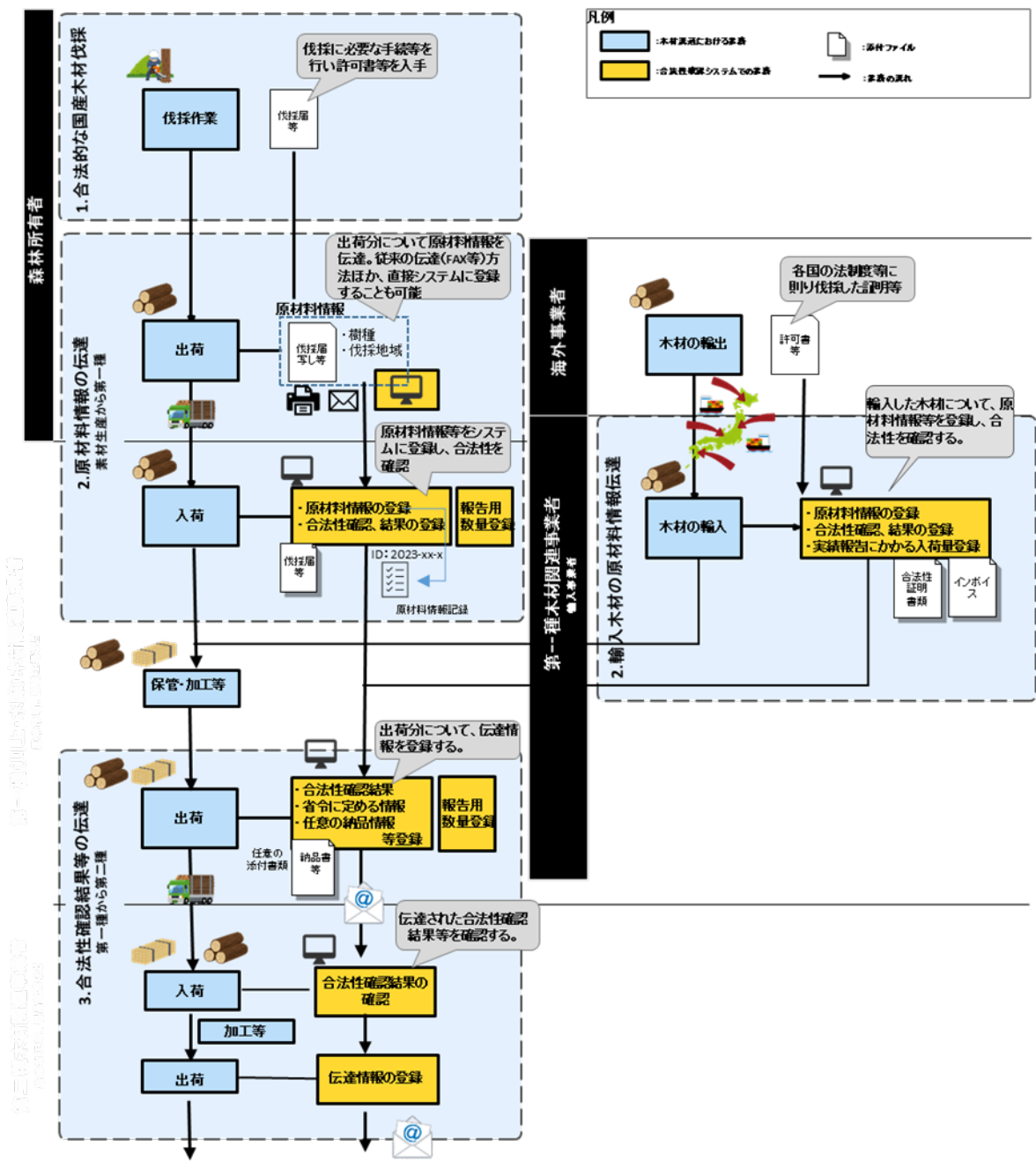


図 5：合法性確認情報の登録・伝達機能概要

(1) 原材料情報の登録

流通過程の最初のシステム利用者（主に素材生産販売事業者又は第一種木材関連事業者）が、流通させる木材等の原材料情報を本システムに入力、添付する。樹種と伐採地については国内と海外で入力欄を区別し、それぞれに選択リストを設けるが、その組み合わせに誤りがあった場合（例：樹種が国内なのに、伐採地で海外を選択）にはエラー表示する等で正しい組み合わせになるよう促す仕組みを設ける。登録者の事業区分や合法性証明書類内容によっては全てを入力する必要はない。ただし、各項目について、第一種木材関連事業者が収集したか否かの表示は必須とする（図6参照）。いずれの入力項目も複数登録することが可能である。

また、下表 No.1～4 の項目は定期報告や年度報告入力時に自動反映され、再度の入力を不要とする。

なお、一度登録された原材料情報は、登録した利用者のみが登録後も編集できる。

表 2：原材料情報登録における入力項目

No.	入力項目	概要
1	区分	国産、輸入、自伐から選択する。
2	樹種	木材等の原材料である樹木の樹種を入力する。基本的に選択リストから選ぶことができるが、リストにない樹種については、利用者が直接入力する。 ※樹種名のリストについては林野庁担当から提供される資料を基に作成する。
3	伐採地	木材等の原材料である樹木が伐採された地域を入力する。基本的に選択リストから国名を選ぶことができるが、リストにない国名については、利用者が直接入力する。 ※国名のリストについては林野庁担当から提供される資料を基に作成する。日本の場合は任意で都道府県（リスト式）・市町村（直接入力）も入力できることとする。
4	合法性を証明する書類	木材等の原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類を一覧から選択し、電子データを添付する。データは PDF 等のファイルのほか、携帯端末で撮影した画像ファイルを直接取り込めることとする。リストにない書類名については、利用者が直接入力する。 また、団体認定の認定番号や森林認証の認証番号などを入力できるカラムも設ける。 ※合法性を証明するために第一種木材関連事業者が収集する書類の種類については業務要件定義書「1.3 合法伐採木材等

No.	入力項目	概要
		に関する情報提供」を参照のこと。
5	その他追加情報	4の合法性を証する書類の他に、合法性の確認に用いた情報等を利用者が任意で入力する。
6	メモ	原材料情報の識別を補助する機能で、登録者が自由な内容を入力できる。登録者の備忘録機能であるため、登録者の閲覧画面でのみ表示。

原材料情報

ID: ●●●●●●-●●●●●●●●

収集	項目		二種 閲覧可否
○	樹種 (書類表記あれば不要)	国内	まだ選択されていません。 <input type="checkbox"/>
		海外	まだ選択されていません。 <input type="checkbox"/>
○	伐採地 (書類表記あれば不要)	国内	まだ選択されていません。 <input type="checkbox"/>
		海外	まだ選択されていません。 <input type="checkbox"/>
○	合法性証明書類		まだ選択されていません。 <input type="checkbox"/>
			ファイル参照 <input type="checkbox"/>
		認定等番号	<input type="text"/> <input type="checkbox"/>

メモ(登録者のシステム画面でのみ表示されます)

図 6：原材料情報の入力フォーム例

(2) 原材料情報の ID 採番

原材料情報は保存された時点で ID が付与される。ID は以下のような構成とし、後半の 6 桁は同年月内にシステムへ保存された時点で処理の順番で採番する。

仮に、第一種木材関連事業者への年間全出荷件数 162 万件（試算値：国産材 138 万件、輸入材 25 万件）をシステムで処理する場合、1 件あたり 5 つの ID を伝達すると 810 万 ID/年の処理が必要となるが、本構成であれば約 1,200 万 ID/年の処理が可能であり、かつ、稼働 5 年目のシステム利用見込数は出荷件数ベースで 26.2 万件である（参照：業務要件定義書 3.2）ことも踏まえると、本構成（後半桁数 6 桁）で十分と考えられる。



図 7：原材料情報 ID の構成

(3) 伝達する ID の選択

登録した ID は処理した事業者、部署・グループ毎に一覧化され、出荷する木材等の由来に合わせて、伝達する ID を複数選択でき、また、一つの ID に統合する機能も有する（統合においては ID の採番方法も要検討）。

また、自身が木材関連事業者の場合、伝達の操作を行う前に第一種木材関連事業者は合法性の確認結果をリストから選択、第二種木材関連事業者は第一種木材関連事業者から伝達された結果をリストから選択し保存する。

なお、合法性確認結果は送信操作を完了するまでは編集、上書き保存できることとする。

絞り込み ▼

	ID	更新日	メモ	合法性確認結果
<input type="checkbox"/>	2306-000107	2023.6.2	会津若松山間伐15ha	▼
<input type="checkbox"/>	2307-000005	2023.7.1	■■氏皆伐3ha	▼
<input type="checkbox"/>	2307-000040	2023.7.24	〇〇林道支障木	▼
<input checked="" type="checkbox"/>	2308-000001	2023.8.1	青葉山間伐20ha	▼
<input type="checkbox"/>	2308-000009	2023.8.23	吾妻岳間伐30ha	▼
<input checked="" type="checkbox"/>	2309-000041	2023.9.19	●●氏皆伐5ha	▼

[フォルダ一覧へ](#)

伝達 編集 フォルダ移動 保存(合法性確認結果)

図 8：原材料情報 ID 一覧の例

(4) 伝達内容の入力

出荷先へ伝達する情報は、原材料情報及び以下に示した情報等とする。

表 3：伝達内容の入力項目

No.	入力項目	概要
1	取引名 (必須入力項目)	取引者間でお互いが認識できる名称を直接入力する。これにより、出荷する木材等と原材料情報 ID が関連付けられる。
2	宛先 (必須入力項目)	情報を伝達する出荷先の事業者/個人事業主、部署・グループを選択する。出荷先のシステム利用状況に関わらず、得意先として登録しておけば、リストから選択できる。 リストに存在しない相手に伝達したい場合には、メールアドレスを直接入力することも可能とする。
3	原材料情報と合法性確認結果 (自動表示)	1.4 (3) で選択した原材料情報と合法性確認結果が自動表示される。原材料情報については、伝達したい項目を選択できる形式とする (素材生産販売事業者から第一種木材関連事業者へは全ての原材料情報を提供する必要があるが、木材関連事業者間の伝達においては樹種・伐採地域を任意で伝達)。第一種以降の伝達時に合法性確認結果が空欄の場合 (事前入力がない場合) には送信操作を行う際に警告を発するなど注意喚起を行う。
4	登録に関する情報 (任意入力項目)	CW 法の木材関連事業者の登録その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定に関する情報。事業者情報として予め登録したものについては、制度名及び認定番号をリストから選択できることとする。
5	納品情報 (任意入力項目)	出荷する木材等の明細を直接入力する、または、納品書等の電子ファイルを添付する。直接入力にあたっては、CSV ファイルを取り込めるようにする。 ※CSV ファイルのフォーマットは別途ダウンロードできるようにシステム内に掲げる。フォーマットについては林野庁担当から提供される資料を基に作成する。
6	バイオマス由来証明 (任意入力項目)	木質バイオマスの種類や分別管理状況を選択し、バイオマス由来を証明する書類を添付できる。
7	GHG (任意入力項目)	木質バイオマスが林地残材であるか否かを選択し、その他必要数値を入力する。

No.	入力項目	概要
8	その他伝達事項 (任意入力項目)	利用者の自由記載（取引者間のみ有効）。また、適当な添付場所が見当たらなかったが送付したいファイルを添付できる。
9	QRコード (自動生成)	伝達する情報が閲覧できるQRコードが伝達フォーム画面に自動生成され、コードを印刷することもできる。QRコードから閲覧できる者は上記2の宛先で選択された者で、かつ、システム利用者。閲覧できる範囲は林野庁担当から資料提供される。

補足. バイオマス由来証明

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度（通称：FIT）で区分されている燃料区分を証明するため、林野庁による「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に沿った登録を行う。

選択項目

- ・間伐等由来の木質バイオマス
- ・一般木質バイオマス
- ・分別管理が適切に行われている
- ・分別管理を要しない（分別が必要な事業ではない）

補足. GHG 項目

- ・林地残材であるか否かの選択
- ・輸送トラックの最大積載量（単位：t）
- ・輸送距離（単位：10km）

送信
一時保存
印刷する
2023/9/19

取引名:

宛先:

原材料情報IDと合法性確認結果

2308-000001	クリーンウッド法に基づき合法性が確認できた
2309-000041	クリーンウッド法に基づき合法性が確認できた

任意入力項目

■ 納品情報:

樹種	品名	等級	長さ	厚み (径級)	幅	入	数量	単位	材積
合計									

+ CSV取り込み
+ 添付ファイル

■ バイオマス由来証明:

+ 添付ファイル

■ GHG:

・トラック最大積載量(t)

・輸送距離(km) ※10Km単位で入力すること

■ その他伝達事項: + 添付ファイル



[QRコードの印刷はこちら](#)

図 9：情報伝達フォームの例

(5) 伝達

1.4(4)で入力した内容を、システムで生成されるメール機能等を通じて伝達する。

伝達方法のイメージとして、伝達先がシステム利用者の場合は相手方のシステムアカウントの受信 BOX に情報が届くと同時に、1.4 (4) で選んだ宛先または直接入力したメールアドレス宛に合法性確認情報が伝達された旨通知する。得意先から選んだ宛先は部署・グループ単位であるため、事前にシステムに登録した部署・グループのグループアドレス及び部署・グループに所属する利用者の個人アドレスに通知が届く。相手先がシステム未利用者の場合は直接入力したメールアドレス先に情報が記載されたメールが届く。本メール本文にも 1.4 (4) で自動生成された QR コードが表示される。

表 4：事業者の種類ごとの伝達情報

	伝達情報	備考
素材生産販売事業者 海外事業者（システム利用対象外） ↓ 第一種木材関連事業者	【必須】 <原材料情報> ①樹種 ②伐採地域（国レベル。国産材について都道府県以下は任意） ③合法性を証する情報（伐採造林届、政令に定める書類等） 【任意】 納品情報、バイオマス証明等	・素材生産販売事業者がシステム又はシステム外（FAX 等）で伝達 ・後者の場合は第一種が原材料情報をシステム登録 ・輸入材の場合は原則輸入業者がシステム登録（輸出元の海外事業者は制度の対象外）
第一種木材関連事業者 ↓ 第二種木材関連事業者	【必須】 ④合法性確認結果（第一種が確認した結果を登録） ⑤省令に定める情報 【任意】 原材料情報（樹種・伐採地域）、納品情報、バイオマス証明等	・⑤⑦は主務省令（現在検討中）を踏まえて決定 ・原材料情報については①～③全てまたは一部を選択
第二種木材関連事業者 ↓ 第二種木材関連事業者	【任意（登録事業者は必須）】 ⑥合法性確認結果（原則④と同じ） ⑦省令に定める情報 原材料情報（樹種・伐採地域）、納品情報、バイオマス証明等	・⑥は原則第一種から伝達された合法性確認結果④をそのまま伝達 ・第二種自身が合法性確認結果を入力することも可能

(6) 伝達された内容の確認

1.4 (5) で通知を受け取った利用者は、受信メールの URL よりログイン画面に遷移し、システムにログインすることで受信 BOX から伝達内容を閲覧でき、一部の情報は、通知メールの本文にも表示させる。

また、受信者がシステム未利用者の場合はメール本文のみ確認できる。

なお、受信者のシステム利用状況に関わらず、通知メールの本文は統一様式とする。システム未利用者から情報を受け取った利用者が、ふたたびシステムに当該情報を取り込み、各種の処理を行える仕組みを構築する。

▼ 絞り込み ▼

	日付	差出人	取引名	ID	合法性確認結果	伝達処理
<input checked="" type="checkbox"/>	2023.9.19	AA会社 A部署	発送明細書 0919	2308-000001	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2023.9.19	AA会社 A部署	発送明細書 0919	2309-000041	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

[フォルダー一覧へ](#)



図 10：受信 BOX の例

(7) 合法性確認結果の登録

受信者は、次の取引先へ情報の伝達の操作を行う前に、所定の入力欄にて合法性確認結果をリストから選択し保存する。

なお、流通過程で一度選択されていれば、同一の選択肢が自動で選択された状態で一覧が生成され入力を省略できる。ただし、受け取った事業者が自身で判定した結果を反映したい場合には結果を変更することも可能とする。

(8) 情報の整理

原材料情報、送信情報、受信情報を一覧化し、利用者の整理作業を省力化する機能を提供する。また、利用者が任意のフォルダを作成できる分別機能も有する。

なお、送信一覧、受信一覧から定期報告の取扱量も入力できる。定期報告に関する入力については、1.5.取引量の集計にて詳述。



	日付	宛先	取引名	ID	合法性
<input type="checkbox"/>	2023.7.30	E会社 E部署	納品明細書 0630	2306-000107	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.8.21	F会社 G部署	納品明細書 0821	2307-000005	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.9.13	X会社 E部署	納品明細書 0913	2307-000040	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.10.9	BB会社 B部署	納品明細書 1009	2308-000001	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.10.11	BB会社 B部署	納品明細書 1011	2309-000041	合法性確認木材等

図 11：送信 BOX の例

(9) 操作履歴

各利用者が行った更新操作（作成、修正、削除など）を記録する。また、強制編集が発生するタイミング毎に更新を行うシステム管理者が更新履歴の補足として任意のコメントを入力できる。

また、システム管理者として行ったシステムエラーなどに起因するデータ修正についても、その結果をログとして保管するとともにコメント入力できる。

(10) 原材料情報の任意伝達

1.4.(5)の表4を踏まえ、原材料情報のうち、一部の情報を任意に木材関連事業者間で伝達できる仕組みとする。

1.5. 取引量の集計

利用者は任意の期間における取引量を集計できることとし、事業者毎の代表者に関しては、クリーンウッド法に基づき一定規模以上の第一種木材関連事業者が年一回主務大臣へ行う報告（定期報告）と、登録木材関連事業者が登録実施機関へ行う報告（年度報告）等用にデータ出力できる（注：報告書式は林野庁担当から提供される資料を基に作成する）とともに、当システムのメール伝達機能を使用し、あらかじめ登録した国と登録実施機関等宛に報告書や集計結果を送付することが可能である。

国、登録実施機関あてに報告する内容は、樹種と伐採国、合法性の確認方法のほかに以下のアに掲げる区分に応じ、イに掲げる種類、ウに掲げる数量。1.4(1)で触れたとおり、原材料情報の登録時に入力された項目は自動反映され、集計情報入力時に入力を省略できる仕組みとする。入力のタイミングは任意であり、個別取引毎の入力と定期分の入力のいずれかを選択できることとし、取引量の集計メニュー内に報告用入力メニューを設ける。以下のアの区分により取扱量の定義が異なる（以下のウ.数量を参照）ため、入力する場合には適切な入力となるよう誘導させる仕組みを設ける。

【定期報告】

<一定規模以上の第一種木材関連事業者>

- ・クリーンウッド法第六条第一項各号に掲げる行為にかかる木材等の総量
- ・上記のうち合法性確認木材等の数量

【年度報告】

ア. 報告区分

<第一種木材関連事業者>

- ・木材を輸入又は仕入れて製造、加工、輸出、販売する事業の場合
- ・木材製品（家具・紙等）を輸入する事業の場合
- ・木材製品（家具・紙等）を製造、加工、輸出、販売する事業の場合

<第二種木材関連事業者>

- ・木材、木材製品（家具・紙等）を製造、加工、輸出、販売する事業の場合
- ・木材を利用して建築、建設を行う事業の場合
- ・木質バイオマスを使用した発電事業の場合

イ. 木材等の種類

<第一種木材関連事業者_木材>

- ・ a.丸太

-
-
- ・ b.ひき板、角材
 - ・ c.単板、突き板
 - ・ d.合板、単板積層材
 - ・ e.集成材
 - ・ f.チップ及び小片
 - ・ g.木質ペレット

<第一種木材関連事業者_木材製品>

- ・ 施行規則で定められた家具・物品等の種類

<第二種木材関連事業者_木材>

- ・ a.丸太
- ・ b.ひき板、角材
- ・ c.単板、突き板
- ・ d.合板、単板積層材
- ・ e.集成材
- ・ f.チップ及び小片
- ・ g.木質ペレット
- ・ x.構造材
- ・ y.羽柄材
- ・ z.構造用合板

<第二種木材関連事業者_木材製品>

- ・ 施行規則で定められた家具・物品等の種類

ウ. 数量

<第一種木材関連事業者_木材を輸入又は仕入れて製造、加工、輸出、販売する事業>

- ・ 入荷量（輸入量）及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・ 単位は m^3 、t、BDT、ADT のいずれかとする。

<第一種木材関連事業者_木材製品（家具・紙等）を輸入する事業>

- ・ 輸入量及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・ 単位は m^3 、t、BDT、ADT、 m^2 、個・枚のいずれかとする。

<第一種木材関連事業者_木材製品（家具・紙等）を製造、加工、輸出、販売する事業>

- ・ 販売量及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・ 単位は m^3 、t、BDT、ADT、 m^2 、個・枚のいずれかとする。

<第二種木材関連事業者_木材を製造、加工、輸出、販売する事業>

- ・ 販売量及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・ 単位は m^3 、t、BDT、ADT のいずれかとする。

<第二種木材関連事業者_木材製品（家具・紙等）を製造、加工、輸出、販売する事業>

- ・販売量及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・単位は m³、t、BDT、ADT、m²、個・枚のいずれかとする。

<第二種木材関連事業者_木材を利用して建築、建設を行う事業>

- ・使用量及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・単位は m³とする。

<第二種木材関連事業者_木質バイオマスを使用した発電事業>

- ・使用量及びそのうち合法性が確認できた量とする。
- ・単位は t、BDT、ADT のいずれかとする。

絞り込み ▼

原材料情報ID: [2308-000001](#)

	日付	相手	取引名	送受別	合法性	集計		
						木材等種類	数量	定期報告
<input type="checkbox"/>	2023.8.3	-	-	登録	合法性確認木材等	a. 丸太 ▼	500	入力
<input type="checkbox"/>	2023.8.11	F会社 G部署	納品明細書 0811	送信	合法性確認木材等	▼		入力
<input type="checkbox"/>	2023.8.13	X会社 E部署	納品明細書 0813	送信	合法性確認木材等	▼		入力

原材料情報ID: [2308-000021](#)

	日付	宛先	取引名	送受別	合法性	集計		
						木材等種類	数量	定期報告
<input type="checkbox"/>	2023.8.8	B会社 A部署	発送明細 0808	受信	合法性確認木材等	▼		入力
<input type="checkbox"/>	2023.8.14	F会社 G部署	納品明細書 0814	送信	合法性確認木材等	▼		入力

報告用一括入力

図 12-1：個別取引毎の年度報告入力例（ID毎の取引履歴一覧を入り口とする場合）

合法性確認システム 取引情報の集計メニュー

年度報告取扱量の登録 2308-000001

定期報告

第一種木材関連事業者

- 木材を輸入、製造、加工、輸出、販売する事業(入荷量報告)
- 木材製品(家具・紙等)を輸入する事業(入荷量報告)
- 木材製品(家具・紙等)を製造、加工、輸出、販売する事業(販売量報告)

第二種木材関連事業者

- 木材・木材製品(家具・紙等)を製造、加工、輸出、販売する事業(販売量報告)
- 木材を利用して建築、建設を行う事業(使用量報告)
- 木質バイオマスを使用した発電事業(使用量報告)

木材を輸入、製造、加工、輸出、販売する事業(入荷量報告)

仕入れた木材等の数量を入力すると定期報告の集計に反映されます。

伐採国(原材料情報に登録されていれば自動反映)
日本

樹種(原材料情報に登録されていれば自動反映)
スギ

合法性確認書類(原材料情報に登録されていれば自動反映)
森林経営計画書

報告年度(入力時点を自動反映。変更可)
2023

木材の種類(報告入力欄を自動反映。)
a. 丸太

取扱量(報告入力欄を自動反映。)
500 m3

合法性が確認できた量(合法であれば、取扱量を自動反映。)
500 m3

備考

← 戻る

→ 保存して次へ

図 12-2：個別取引毎の年度報告入力例（入力画面例）

また、上述の報告とは別に、ログイン中のユーザが任意の期間内で自身の所属する事業者(部署・グループ)毎の納品情報等を自動集計した統計情報を参照できる機能を構築する。

さらに、監督府省庁担当職員に関しては、本システム内で取り扱った全事業者分の情報を自動集計した統計情報を参照できることとする。

2. 画面に関する事項

2.1. 画面一覧

本システムとして構築する画面の一覧に関して、「付属書 1：画面遷移図」に記載する。

2.2. 画面遷移

本システムとして構築する画面の遷移イメージに関して、「付属書 1：画面遷移図」に記載する。

2.3. 画面出力イメージ

本システムとして構築する画面のレイアウトに関して、一部画面の表示イメージを「付属書 2：画面イメージ」に記載する。

2.4. 画面設計ポリシー

(1) レイアウトおよび遷移

- 業務として、体系化したメニュー表示を行うこと。
- 利用者権限によって、メニュー表示の内容を切り替え可能とすること。
- 画面名称および画面に表示する項目等をシステム内で統一すること。
- エラーおよび障害等に係る警告のメッセージは、利用者に誤解のないようシステム全体で統一し、エラーおよび警告の内容と解決方法がわかるよう配慮すること。
- 必須項目と任意項目についてラベル等で区別すること。
- 画面レイアウト、遷移、構成等はユーザーエクスペリエンス (UX) に配慮したものとすること。

(2) 視認性の確保

- 表示する情報は簡潔にし、アクセシビリティに配慮し分かりやすくすること。
- 視線移動に配慮したレイアウトを考慮すること。
- デスクトップ PC、携帯性に優れた端末 (スマートフォン等) で閲覧・登録できるとし、ユーザーインターフェース (UI) は画面サイズに応じて表示されるようにすること。
- 特に事務所内以外の現場で作業を行う利用者等が安心して利用かつ使いやすい構成を実現すべく、GUI の設定には十分に配慮すること。

(3) 入力負荷軽減に資する仕組み

- 入力欄に適切な値を初期表示させる、部分検索を行える等、利用者の入力負荷を軽減するための仕組みを実現すること。
- 日付（年月日）項目についてカレンダー入力補助機能を実装すること。ただし、日付の直接入力についても対応可能とすること。
- 入力項目においてコードによる入力を求める場合には、当該コードを検索するボタン等を画面上に配置し、当該コードの一覧を参照することを可能とすること。また、容易に画面上に転記する手段を設けること。
- 業務運用上、複数画面にまたがる情報を処理する画面は、遷移元と遷移先の画面間で情報の引継ぎを可能とする等、情報を参照しやすい配慮がされていること。
- 入力項目が多いデータについては、ファイル取り込み等の一括登録の仕組みも実現すること。

(4) 操作性向上に資する仕組み

- アイコン等を適切に使用することで、初心者でも扱い易い簡易な操作となるように工夫すること。
- 処理の重要度に応じ、適宜メッセージを表示しながら画面遷移するよう配慮すること。データ削除等に係る操作については、必ず確認画面を表示する等、誤操作のないよう考慮すること。
- 業務運用上、繰り返し行われる画面処理は、1回の処理完了後もメニュー画面まで戻らずに継続できる等、実運用で不必要な画面遷移を行わないこと。
- システム利用にあたっては、パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレット端末などからもアクセスできるようにする。

3. 帳票に関する事項

3.1. 帳票一覧

本システムにおいて入出力される帳票の一覧に関して、「付属書3：帳票設計」に記載する。

3.2. 帳票出力イメージ

本システムにおいて入出力される帳票のレイアウトに関して、一部帳票の表示イメージを「別紙3：帳票設計」に記載する。

3.3. 帳票設計ポリシー

(1) 帳票設計に係るルールの一

- 余白の幅の設定およびフォント等、帳票のレイアウトに係る基本的な設定をシステム内で統一すること。
- 印字項目について誤解が生じないように、項目名称等をシステム内で統一すること。

(2) 視認性の確保

- 読みやすいフォントを採用すること。
- 数値出力時の表現は桁区切りを行うこと。また、同一の情報に対する桁数は帳票間で統一すること。

3.4. 帳票出力要件

- 帳票は A4 判汎用紙を基本とすること。
- A4 判汎用紙の帳票については、プレ印刷は行わず、オーバーレイにより様式を印刷する方式を基本とすること。
- 汎用的なレーザープリンタで出力できるように考慮すること。
- 書類偽造防止等の観点から、各帳票の出力は、その事業者（利用者）が発行者となり、登録した情報についてのみ出力できることとする。

4. 情報・データに関する事項

4.1. 情報・データ一覧

本システムが対象とする情報・データに関して、システムの概念モデル図を別途作成する。

4.2. データ定義表

本システムが対象とする情報・データに関して、データ毎の定義を別途作成する。

4.3. 情報・データ処理

本システムが対象とする情報・データに関して、システムの CRUD 図を別途作成する。

5. 外部インターフェースに関する事項

今回の要件では外部インターフェースに関する設定はない。

6. セキュリティに関する事項

6.1. システムアクセス権

本システムへのアクセスは、各事業者、個人事業主からの申請に基づき登録されたユーザに対してアクセス可能となり、個別にアドレス、パスワードによる認証を得る。

6.2. 不正監視・追跡

本システムに対しての不正行為の検知、発生の特定のために、アクセスログ、入力、変更、更新、削除に関するログを蓄積・保管する。

6.3. MAFF クラウドでの構築

MAFF クラウド上に本システムを構築することにより、クラウドサービスとして具備されるセキュリティ対策を享受する。

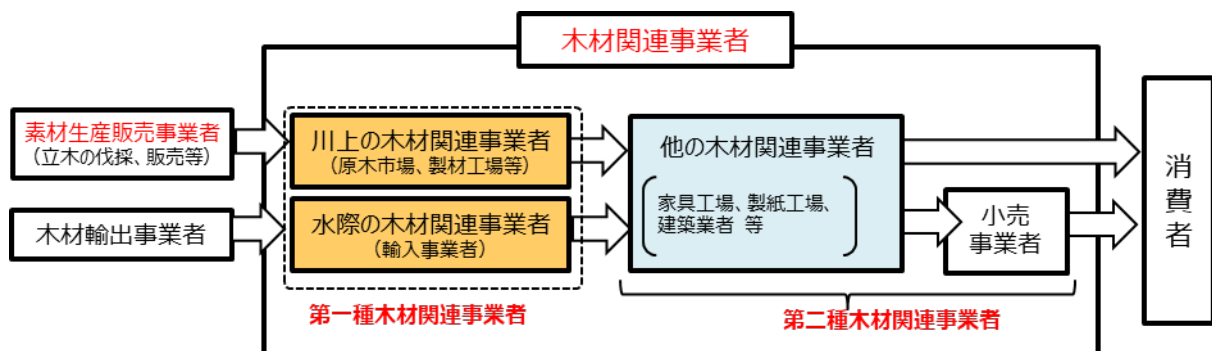
6.4. データ保護

通信回線に対する不正アクセスおよびユーザの不注意による誤送信などによるデータ・情報漏洩防止のためすべての通信、データの暗号化機能を備える。

7. 用語の説明

素材生産販売事業者	自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者
木材関連事業者	次に掲げる事業を行う者 1. 木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業 2. 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業 3. 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 4. 上記3項に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの
第一種木材関連事業者（「川上・水際」と表現する場合もあり）	木材関連事業者のうち、次に掲げる事業を行う者 1. 素材生産販売事業者からの素材の譲受け又は譲渡しの受託 2. 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託 3. 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工
第二種木材関連事業者	木材関連事業者のうち、上記の第一種木材関連事業者が行う事業を除く事業を行う者

各事業者の関係イメージ

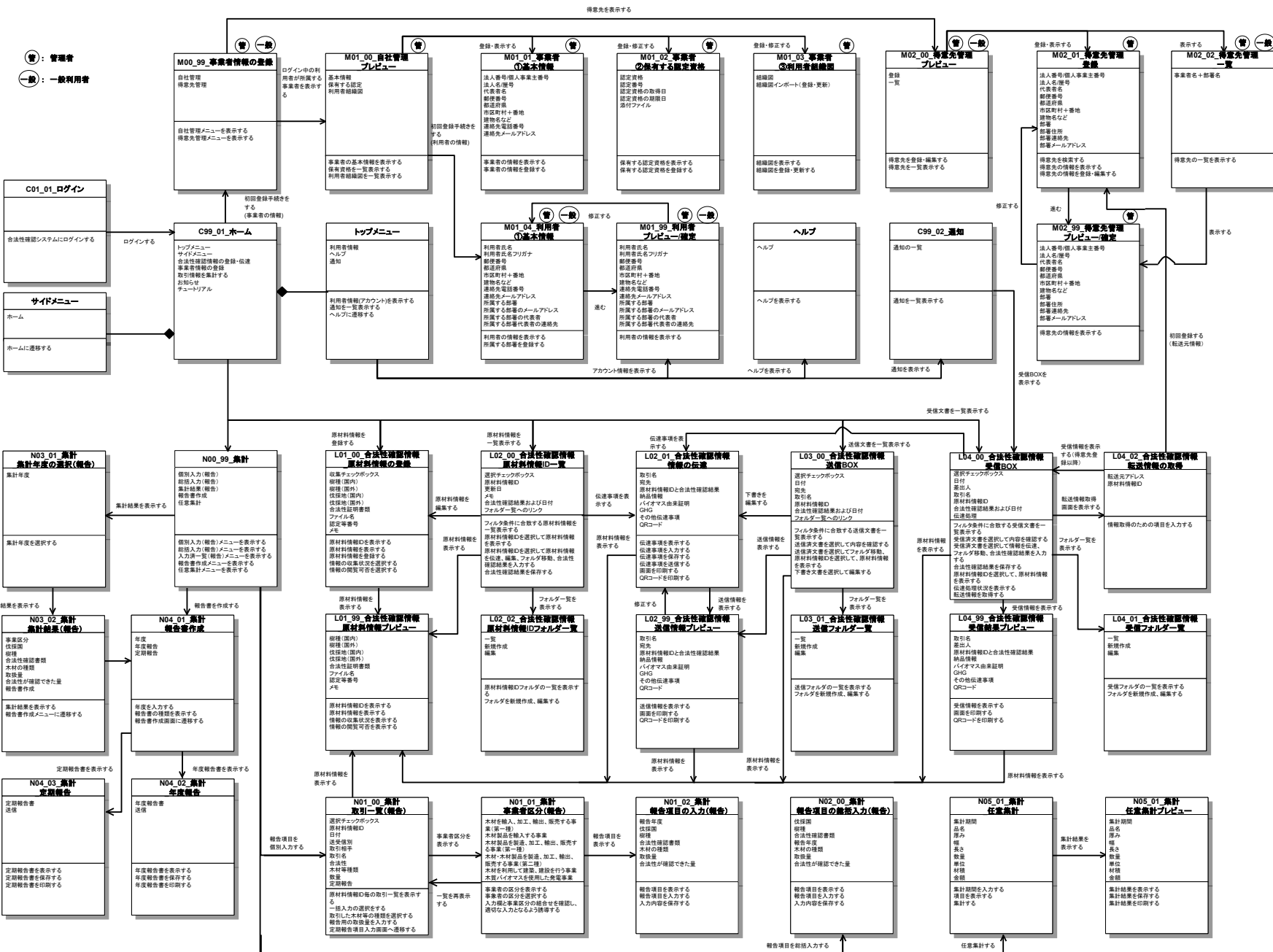


※同じ事業者が第一種、第二種どちらの事業も行う場合もある

機能要件定義書付属書1

画面遷移図

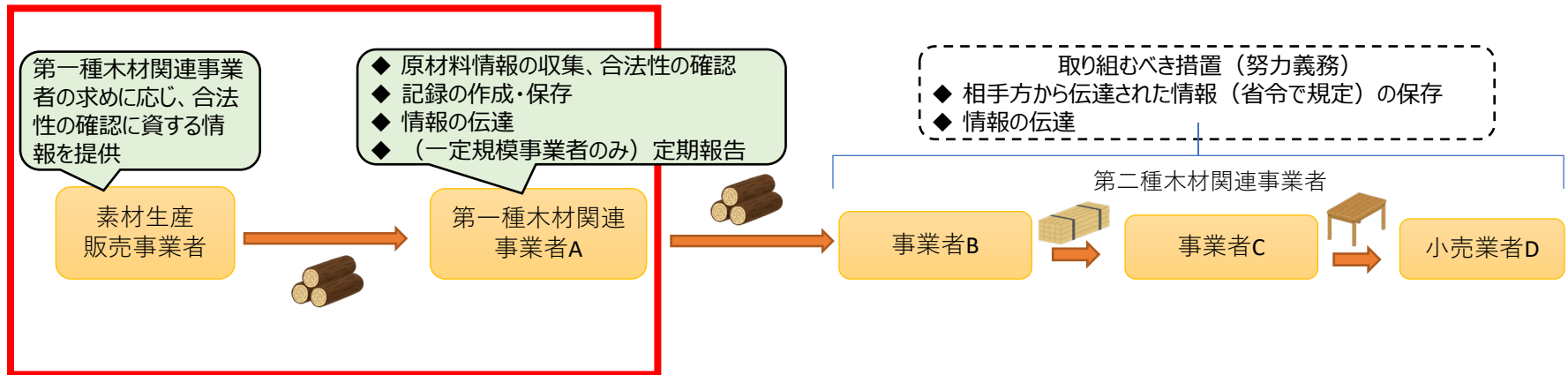
■ 画面遷移図



機能要件定義書付属書2
主な機能概要イメージ

システム開発の対象

1. 原材料情報の登録・記録の保存

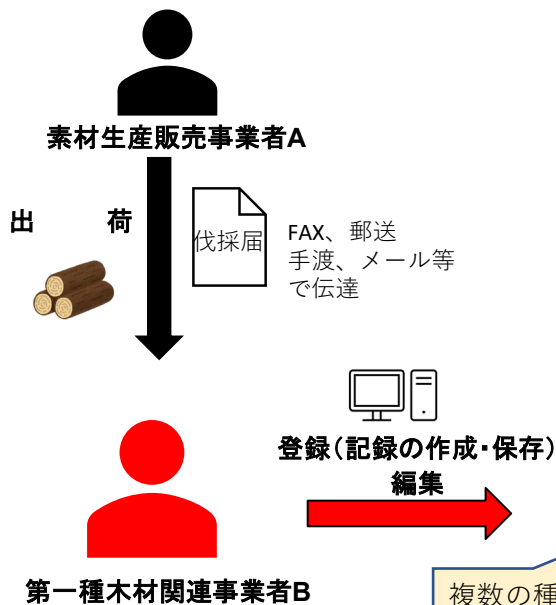


1. 原材料情報の登録・記録の保存

- ◆ 第一種木材関連事業者は以下の**原材料情報の収集又は整理をし**、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより**合法性の確認**をしなければならない
 - ① 樹種
 - ② 樹木が伐採された地域
 - ③ 伐採届の写し若しくは**原産国の政府機関により発行された証明書の写し**、またはそれに代わる情報として**政令に定める情報**
- ◆ 当該**原材料情報に関する記録を作成し**、主務省令で定める期間**保存**しなければならない
- ◆ 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求めに応じ、木材関連事業者がする**合法性の確認に資する情報を提供**しなければならない

原材料情報登録のイメージ (例)

【パターン1】
第一種木材関連事業者がシステムに登録



原材料情報
ID: 2308-000001

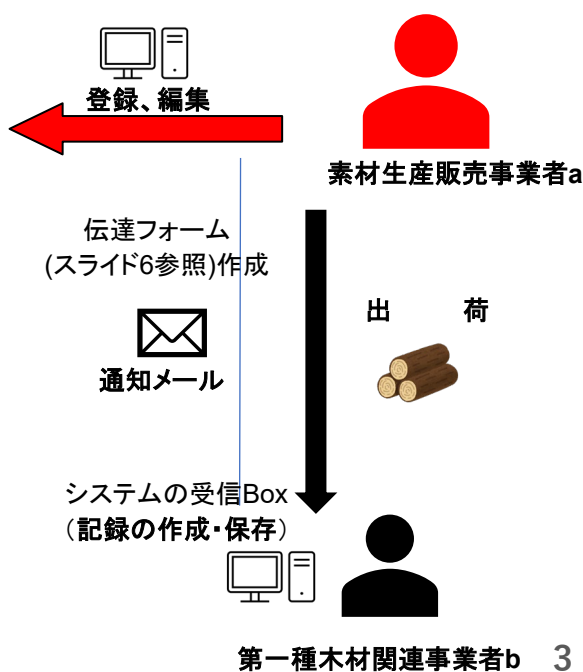
原則選択式
(想定される選択肢を予め用意)

収集	項目	
● 樹種 (書類表記あれば不要)	国内	スギ
	海外	まだ選択されていません。
● 伐採地 (書類表記あれば不要)	国内	日本(福島県)
	海外	まだ選択されていません。
● 合法性証明書類	森林経営計画書	
	計画書.pdf	
	ガイドライン 認定等番号	

メモ(登録者のシステム画面でのみ表示されます)
青葉山間伐20ha

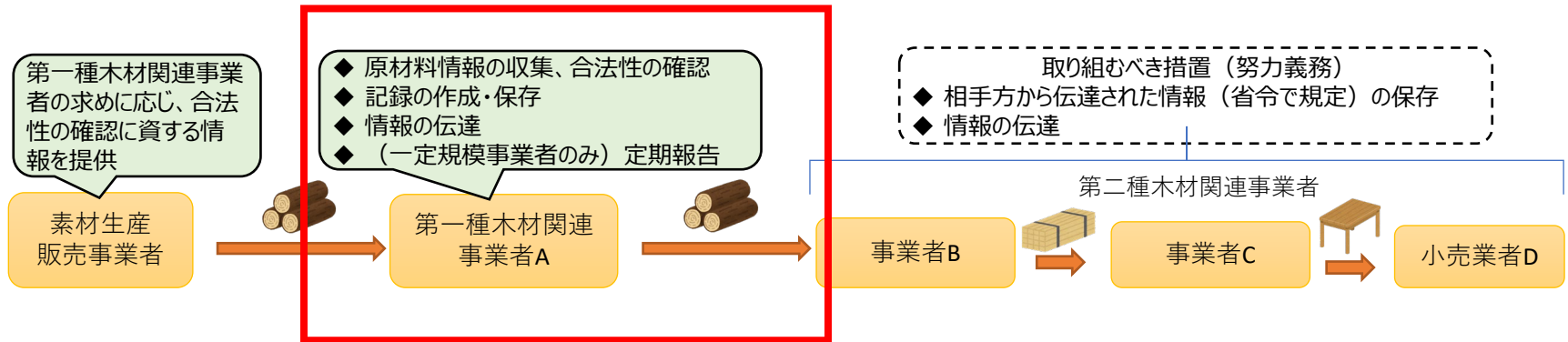
複数の種類を登録可能

【パターン2】
素材生産販売事業者がシステムに登録



システム開発の対象

2. 合法性の確認・記録の保存・情報伝達



2. 合法性の確認・記録の保存

- ◆ 第一種木材関連事業者は原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより**合法性の確認をしなければならない**
- ◆ 合法性の確認をした木材が**合法性確認木材等**であるか否かの別及びその理由に関する**記録を作成し**、主務省令で定める期間**保存しなければならない**

合法性の確認・登録イメージ（例）

合法性の確認

原材料情報 ID: 2308-000001	
収集	項目
● 樹種 (書類表記あれば不要)	国内 スギ
	海外 まだ選択されていません。
● 伐採地 (書類表記あれば不要)	国内 日本（福島県）
	海外 まだ選択されていません。
● 合法性証明書類	森林経営計画書
	計画書.pdf
	ガイドライン認定等番号 <input type="text"/>
メモ(登録者のシステム画面でのみ表示されます) 青葉山間伐 20ha	

合法性確認結果の記録

	日付	差出人	取引名	ID	合法性確認結果	伝達処理
<input type="checkbox"/>	2023.9.19	AA会社 A部署	発送明細書 0919	2308-000001	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	20					<input type="checkbox"/>

合法性確認木材等です。
クリーンウッド法7条1項に基づき原材料情報を保存しています

合法性確認木材等ではありません
選択肢にない（直接入力）

※確認結果の記載は定型文を想定（文言は未定）

原材料情報も合法性も確認できた

登録、編集

第一種木材関連事業者B

【補足】記録の保存：データベースとしての機能

- ◆ 登録した原材料情報、受信・送信情報は一覧表で管理
- ◆ データベースとして検索や整理機能を整備

イメージ

The screenshot shows a data management interface. At the top, there are buttons for '送信済' (Sent) and '下書き' (Draft). Below them is a search filter dropdown menu currently set to '絞り込み' (Filter). The main part of the interface is a table with the following columns: '日付' (Date), '宛先' (Recipient), '取引名' (Transaction Name), 'ID' (ID), and '合法性' (Legitimacy). The table contains five rows of data. At the bottom left, there is a button labeled 'フォルダ一覧へ' (Go to folder list) with a folder icon and a magnifying glass. At the bottom right, there are buttons for '確認' (Confirm) and 'フォルダ移動' (Move folder).

	日付	宛先	取引名	ID	合法性
<input type="checkbox"/>	2023.7.30	E会社 E部署	納品明細書 0630	2306-000107	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.8.21	F会社 G部署	納品明細書 0821	2307-000005	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.9.13	X会社 E部署	納品明細書 0913	2307-000040	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.10.9	BB会社 B部署	納品明細書 1009	2308-000001	合法性確認木材等
<input type="checkbox"/>	2023.10.11	BB会社 B部署	納品明細書 1011	2309-000041	合法性確認木材等

【データ整理機能の例】

検索や絞り込み

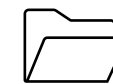
登録日や取引先等でデータの検索容易に

フォルダ整理の例 任意のフォルダを自由に作成



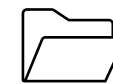
取引先

仕入れ先や販売先別に整理
建材の場合は〇〇邸なども



製品名・製品番号

当該木材を使用して生産する
製品別に整理



販売ロット・管理番号

木材市場等で販売する際のロットなど
で振り分け



森林認証材

特別に分類したい製品等

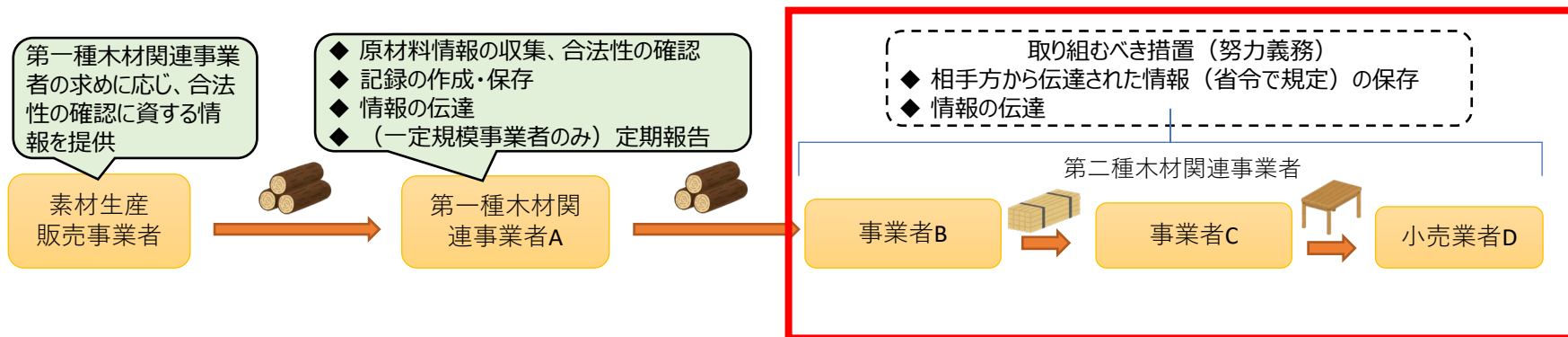


製品カタログ

自社の製品カタログ等に即した整理

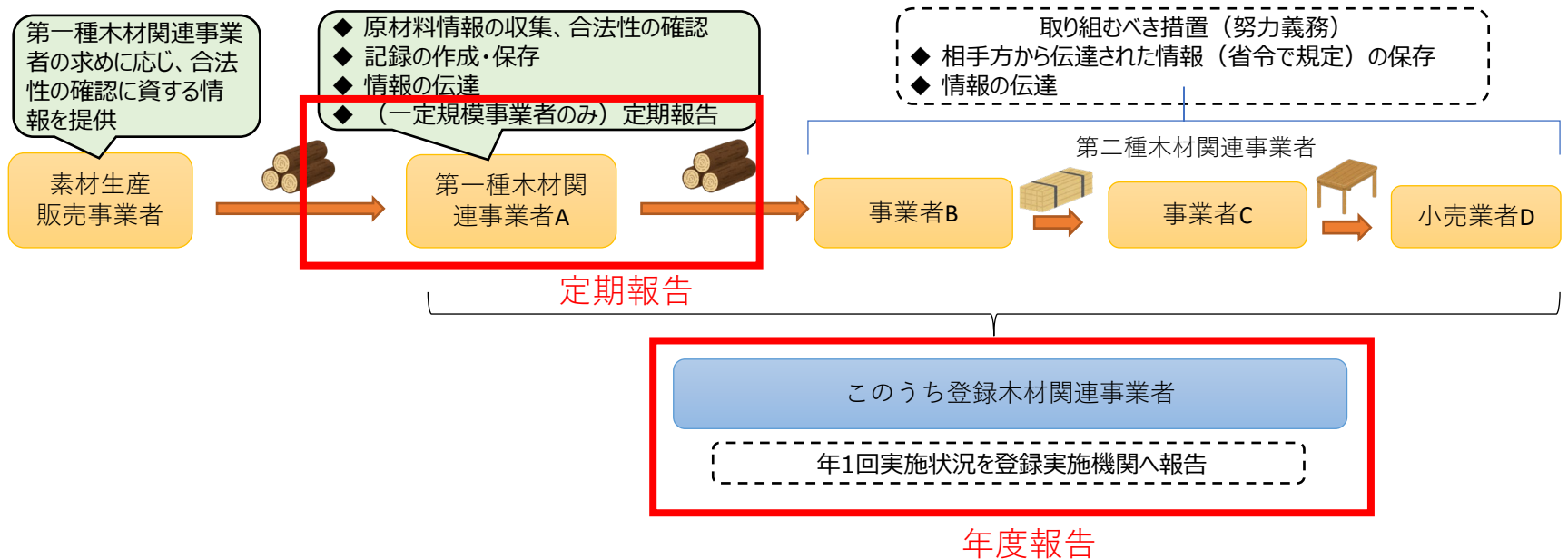
システム開発の対象

3. 第二種木材関連事業者による記録の保存・伝達



システム開発の対象

4. 合法性確認木材等の量の集計・報告



4. 合法性確認木材等の量の集計・報告

- ◆ 一定規模以上の第一種木材関連事業者は、毎年1回、主務省令で定めるところにより、対象**木材等の総量及びそのうちの合法性確認木材等の数量を主務大臣に報告**しなければならない

※「**定期報告**」と表現

- ◆ 登録木材関連事業者（第一種、第二種）は、毎年1回、主務省令で定めるところにより、取組の**実施状況※を登録実施機関に報告**しなければならない

※原産国、木材の種類、**入荷量**及びそのうち合法性確認木材の量（第一種）、**販売量**及びそのうち合法性確認木材の量（第二種）、**使用量**及びそのうち合法性確認木材の量（第二種（バイオマス発電事業者））

※「**年度報告**」と表現

報告数量の集計・作成イメージ



データの入力、集計

規定の様式へ反映

提出

定期報告

木材を輸入、製造、加工、輸出、販売する事業(入荷量報告)
仕入れた木材等の数量を入力すると定期報告の集計に反映されます。

伐採国(原材料情報に登録されていれば自動反映)
日本

樹種(原材料情報に登録されていれば自動反映)
スギ

合法性確認書類(原材料情報に登録されていれば自動反映)
森林経営計画書

報告年度(入力時点を自動反映。変更可)
2023

木材の種類(報告入力欄を自動反映。)
a. 丸太

取扱量(報告入力欄を自動反映。)
500 m3

合法性が確認できた量(合法であれば、取扱量を自動反映。)
500 m3

備考

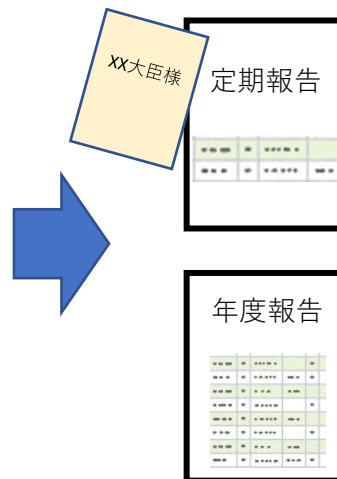
← 戻る → 保存して次へ

←個別取引毎に報告に計上する数量を専用フォームに入力しておき、年度分を自動集計

または

別途集計した情報の直接入力
やファイル読み込み

※システムに登録した数量と、システム外で集計した数量を合計する場合もあり



【所管省庁】
農林水産省
経済産業省

登録実施機関

※定期報告と年次報告の項目等は異なる見込（詳細検討中）

※原材料情報の登録や伝達機能を使用せずこの機能のみ利用することも可能

機能要件定義書付属書3

帳票設計

(納品書、合法性確認証明書)

納品書

〇〇株式会社 〇〇〇〇部署 代表 林野 太郎 様		納品書				発行日: YYY年MM月DD日					
※ 本書面は、林野庁が運用する流通木材の合法性確認システムで作成された納品書です。下記製品の合法性に関する詳細は、以下のURL、または、QRコードから閲覧頂けます。								発行者: 〇〇株式会社 〇〇〇〇部署 所在地: 〇〇県 〇〇市 〇〇〇〇 12-34 代表: 山元 花子			
https://[合法性確認システム]/XXXXXXXX-XXXX (合法性ID: XXXX-XXXX)						本体金額: ¥999,999,999 消費税: ¥999,999,999 合計金額: ¥999,999,999 総材積: 999.9999 m ³					
クリーンウッド法登録木材関連事業者: 〇〇〇 - CLW - 2 0XXX 認定工場番号: 〇〇県木連00XX号											
樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	数量	単位	材積	金額	適用
上記の物件は合法性確認木材です。 クリーンウッド法7条1項に基づき原材料情報を保存しています。											

【ページ説明ガイド】

納品書のイメージ。
「森林認証や県産材認証等任意のロゴや登録番号等も」表示できるようにすることも検討。
(別途CW法のマークも検討中)
QRコードやIDによりシステムとリンク。

〇〇株式会社
〇〇〇〇部署
代表 林野 太郎 様

発行日: YYY年MM月DD日

※ 本書面は、林野庁が運用する流通木材の
合法性確認システムで作成されたものです。
下記製品の合法性に関する詳細は、以下の
URL、または、QRコードから閲覧頂けます。



[https://\[合法性確認システム\]/XXXXXXXX-XXXX](https://[合法性確認システム]/XXXXXXXX-XXXX)
(合法性ID: XXXX-XXXXXX)

発行者: 〇〇株式会社
〇〇〇〇部署
所在地: 〇〇県 〇〇市
〇〇〇〇町
〇〇〇〇 12-34
代表: 山元 花子



合法性確認証明書

当社から御社に納入した下記製品は、全て合法的に伐採された木材のみを原材料
としていることをクリーンウッド法6条1項に基づき確認しています。

記

木材/物品 の種類	数量 [単位]	樹種	伐採国 (伐採地)
丸太	100 [m ³]	スギ	福島県
丸太	100 [m ³]	ヒノキ	福島県
原材料に関して、伐採された森林の種類 (必要な書類)			
民有林 - 普通林 - 森林経営計画対象森林の伐採 ・森林経営計画認定書及び森林経営計画書 ・森林経営計画に係る伐採等の届出書(森林法第15条)			
添付されている書類			
・森林経営計画書 ・伐採届 ・バイオマス証明			
その他、備考			

【ページ説明ガイド】

合法性を確認したこと
の証明書のイメージ。
「森林認証や県産材認
証等任意のロゴや登録
番号等も」表示できるよ
うにすることも検討。
(別途CW法のマークも
検討中)
QRコードやIDによりシ
ステムとリンク。